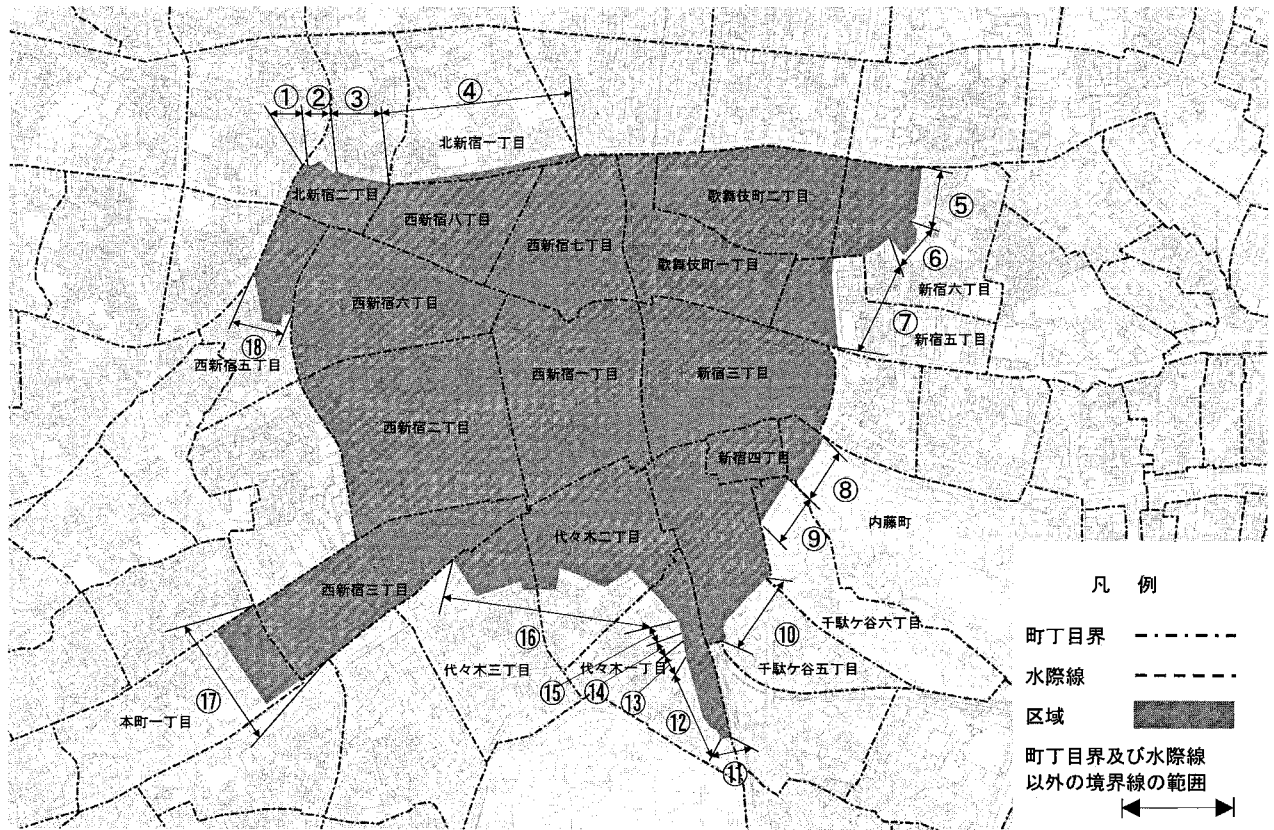
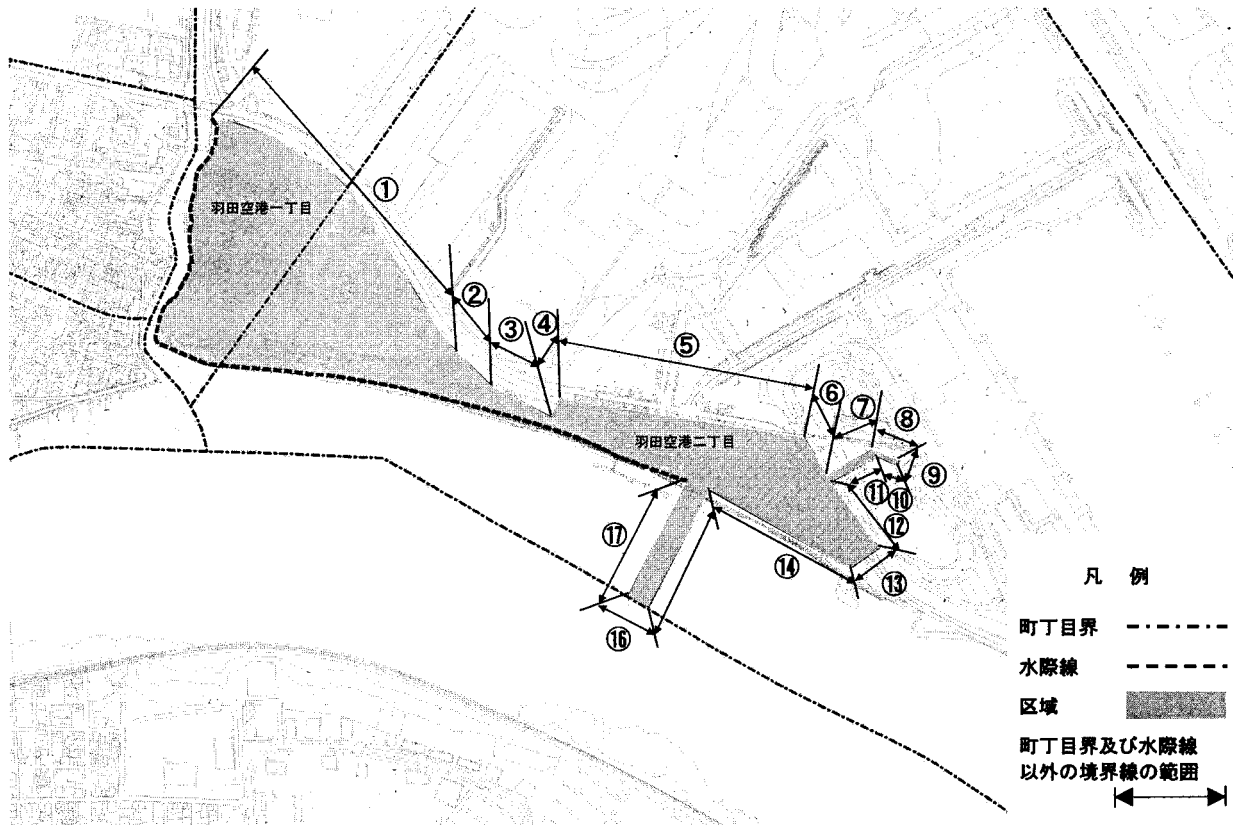


2 新宿区及び渋谷区の一部に係る区域



13 大田区の一部に係る区域



別図十二の次に次の別図を加える。

備考

1 指定する地域は、この図において網掛けで示した範囲の外縁の町丁目界、水際線及び次の表に掲げる境界線で囲まれた区域とする。

別図の番号	図示された境界線の範囲の番号	境界線の種類	備考	
1	①	道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。)の中心線	道路の交差点の部分に係る境界線は、境界線に沿ってある道路の一部である場合を除き、交差点の両端に接する道路の中心線を結ぶ直線とする。以下「道路の中心線」において同じ。	
2	①	道路の中心線		
	②	用途地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第8条第1項に規定する用途地域をいう。以下同じ。)の境界線	商業地域の北側端線	
	③	都市計画道路(都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第11条第1項第1号に掲げる都市計画施設である道路をいう。以下同じ。)の中心線	東京都市計画道路幹線街路放射第6号線	
	④	都市計画道路の端線に相当する線	東京都市計画道路幹線街路放射第6号線の北側端線に相当する線	
	⑤	道路の中心線		
	⑥	敷地の境界線	新宿区新宿六丁目322番地9の境界線	
	⑦	道路の中心線		
	⑧	都市計画道路の端線に相当する線	東京都市計画道路幹線街路環状第5の1号線の東側端線に相当する線	
	⑨	都市計画道路の中心線	東京都市計画道路幹線街路環状第5の1号線	
	⑩	道路の中心線		
	⑪	道路の中心線		
	⑫	用途地域の境界線	商業地域の西側端線	
	⑬	その他の線	⑫の北側端点と⑭の南側端点を結んだ直線	
	⑭	用途地域の境界線	商業地域の西側端線	
	⑮	その他の線	⑭の北側端点と⑯の東側端点を結んだ直線	
	⑯	道路の中心線		
	3	①	道路の中心線	
		②	敷地の境界線	渋谷区神宮前五丁目52番地32、53番地14及び53番地15の境界線
③		道路の中心線		
④		用途地域の境界線	商業地域の東側端線	
⑤		その他の線	④の南側端点と⑥の北側端点を結んだ直線	
⑥		道路の中心線	都道芝新宿王子線	
⑦		道路の中心線	特別区道渋谷547号	
⑧		鉄道の境界線	東京急行電鉄東横線の東側端線	
⑨		都市計画道路の端線に相当する線から西側20mの線	東京都市計画道路補助線街路第18号線	
⑩		道路の中心線		
⑪		用途地域の境界線	第一種住居地域の南側端線	
⑫		その他の線	⑧の南側端点と町丁目界の交点を結んだ直線	
⑬		道路の中心線		
⑭		道路の中心線		
⑮		道路の中心線		
⑯		道路の中心線		
4		①	道路の中心線	
		②	用途地域の境界線	商業地域の北側端線
	③	その他の線	②の東側端点と④の西側端点を結んだ直線	
	④	用途地域の境界線	商業地域の北側端線	
	⑤	道路の境界線	道路の東側端線	
	⑥	道路の中心線		
	⑦	道路の中心線		
	⑧	用途地域の境界線	商業地域(容積率10分の80)の東側端線	
	⑨	用途地域の境界線	商業地域の東側端線	
	⑩	その他の線	⑨の南側端点と⑪の東側端点を結んだ直線	
	⑪	道路の中心線		
	⑫	鉄道の境界線	西武鉄道池袋線の東側端線	
	⑬	鉄道の境界線	東日本旅客鉄道山手線の西側端線	
	⑭	用途地域の境界線	商業地域の南側端線	
	⑮	道路の中心線		
	⑯	道路の中心線		
	⑰	道路の中心線		
	⑱	道路の中心線		
	⑲	用途地域の境界線	商業地域の北側端線	
	⑳	その他の線	①の北側端点と⑲の北側端点を結んだ直線	
5	①	道路の中心線		
	②	道路の中心線		
	③	その他の線	②の南東側端点と④の西側端点を結んだ直線	
	④	用途地域の境界線	商業地域(容積率10分の60)の北側端線	
	⑤	その他の線	④の東側端点と⑥の西側端点を結んだ直線	
	⑥	用途地域の境界線	商業地域(容積率10分の60)の北側端線	

別図備考を次のように改める。

別図 の番号	図示された 境界線の範 囲の番号	境界線の種類	備 考	
	⑦	その他の線	⑥の東側端点と⑧の西側端点とを結んだ直線	
	⑧	用途地域の境界線	商業地域(容積率10分の60)の北側端線	
	⑨	その他の線	⑧の東側端点と⑩の西側端点とを結んだ直線	
	⑩	用途地域の境界線	商業地域(容積率10分の60)の北側端線	
	⑪	道路の中心線		
	⑫	道路の中心線		
	⑬	道路の中心線		
	⑭	道路の中心線		
	⑮	その他の線	⑭の南側端点と⑯の西側端点とを結んだ直線	
	⑯	道路の中心線		
	⑰	用途地域の境界線	商業地域(容積率10分の60)の南側端線	
	⑱	その他の線	⑰の西側端点と⑲の東側端点とを結んだ直線	
	⑲	用途地域の境界線	商業地域(容積率10分の60)の南側端線	
	⑳	その他の線	⑲の西側端点と㉑の南側端点とを結んだ直線	
	㉑	道路の境界線	道路の東側端線	
	㉒	道路の中心線		
	㉓	道路の中心線		
	㉔	道路の中心線		
	6	①	道路の中心線	
	7	①	道路の中心線	
		②	道路の中心線	
		③	用途地域の境界線	商業地域の北側端線
		④	道路の中心線	
⑤		用途地域の境界線	準工業地域の東側端線	
⑥		用途地域の境界線	準工業地域(容積率10分の40)の東側端線	
⑦		鉄道の境界線	東日本旅客鉄道山手線の北側端線	
⑧		鉄道の中心線	東海旅客鉄道東海道新幹線	
⑨		道路の中心線		
⑩		用途地域の境界線	商業地域の南側端線	
⑪		道路の中心線		
⑫		道路の中心線		
⑬		その他の線	⑫の北側端点と⑬の西側端点とを結んだ直線	
⑭		用途地域の境界線	商業地域の北側端線	
⑮		その他の線	⑭の東側端点と⑯の西側端点とを結んだ直線	
⑯		用途地域の境界線	商業地域の北側端線	
⑰		その他の線	⑰の北側端点と⑯の東側端点とを結んだ直線	
8	①	高層住居誘導地区(都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第8条第1項第2号の3に規定する高層住居誘導地区をいう。以下同じ。)の境界線	高層住居誘導地区の北側及び西側端線	
	②	公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により免許を受けた埋立区域の境界線	平成12年8月17日付12港営水第125号により免許を受けた埋立区域の北側端線	
9	①	公有水面埋立法第2条第1項の規定により免許を受けた埋立区域の境界線	平成12年8月17日付12港営水第125号により免許を受けた埋立区域の北側端線	
	②	高層住居誘導地区の境界線	高層住居誘導地区の西側端線	
	③	道路の中心線		
	④	その他の線	③の西側端点と⑤の西側端点とを結んだ直線	
	⑤	道路の境界線	道路の西側端線	
	⑥	敷地の境界線	江東区有明三丁目6番地、14番地、22番地及び26番地の境界線	
10	①	道路の中心線		
	②	道路の中心線		
	③	道路の中心線		
	④	鉄道の中心線	東海旅客鉄道東海道新幹線	
	⑤	都市計画道路の端線に相当する線	東京都市計画道路幹線街路環状第3号線支線5の南側端線に相当する線	
	⑥	都市計画道路の端線に相当する線	東京都市計画道路幹線街路環状第3号線の南側端線に相当する線	
	⑦	道路の中心線		
	⑧	道路の中心線		
	⑨	道路の中心線		
	⑩	道路の中心線		
11	①	道路の中心線		
	②	道路の中心線		
	③	道路の中心線		
12	①	道路の中心線		
	②	道路の中心線		
	③	敷地の境界線	港区芝浦三丁目117番及び同丁目11番72と同丁目11番118との境界線、同丁目11番72と同丁目11番3、同丁目11番71、同丁目11番138、同丁目11番137及び同丁目11番4との境界線、同区芝四丁目336番6及び同丁目336番12と同区芝浦三丁目11番4との境界線、同区芝四丁目336番12及び同丁目336番6と同区芝五丁目315番1との境界線	
	④	道路の中心線		
	⑤	道路の中心線		
	⑥	道路の中心線		

別図の番号	図示された境界線の範囲の番号	境界線の種類	備考
	⑦	敷地の境界線	港区三田四丁目5番1と同丁目4番1との境界線、同丁目5番1、同丁目5番66から68まで、同丁目5番56、同丁目5番2及び同区三田三丁目407番9と同区三田四丁目7番との境界線、同区三田三丁目407番9と同丁目409番3との境界線、同丁目407番9及び同丁目407番4と同丁目407番5との境界線
	⑧	道路の中心線	
	⑨	道路の中心線	
	⑩	都市計画道路の端線に相当する線	東京都市計画道路幹線街路環状第4号線の北側端線に相当する線
	⑪	道路の境界線	道路の東側端線
	⑫	都市計画道路の端線に相当する線	東京都市計画道路幹線街路環状第4号線の南側端線に相当する線
	⑬	道路の中心線	
	⑭	道路の中心線	
	⑮	道路の中心線	
	⑯	道路の中心線	
	⑰	道路の中心線	
	⑱	道路の中心線	
	⑲	道路の中心線	
	⑳	道路の中心線	
	㉑	道路の中心線	
	㉒	道路の中心線	
	㉓	道路の中心線	
	㉔	道路の中心線	
	㉕	道路の中心線	
	㉖	道路の中心線	
	㉗	道路の中心線	
	㉘	道路の中心線	
	㉙	道路の中心線	
㉚	道路の中心線		
㉛	道路の中心線		
㉜	道路の中心線		
㉝	道路の中心線		
㉞	道路の中心線		
㉟	道路の中心線		
㊱	鉄道の中心線	東日本旅客鉄道東海道線	
㊲	道路の中心線		
㊳	道路の中心線		
13	①	都市計画道路の端線に相当する線	東京都市計画道路幹線街路環状第8号線の南側端線に相当する線
	②	その他の線	北緯35度32分46.95秒東経139度45分29.76秒の地点と北緯35度32分44.80秒東経139度45分32.51秒地点とを結んだ直線
	③	その他の線	②の東側端点と北緯35度32分42.99秒東経139度45分36.75秒の地点とを結んだ直線
	④	その他の線	③の東側端点と北緯35度32分44.14秒東経139度45分37.34秒の地点とを結んだ直線
	⑤	その他の線	④の東側端点と北緯35度32分41.73秒東経139度45分55.42秒の地点とを結んだ直線
	⑥	その他の線	⑤の東側端点と北緯35度32分39.42秒東経139度45分57.05秒の地点とを結んだ直線
	⑦	その他の線	⑥の東側端点と北緯35度32分41.02秒東経139度46分0.41秒の地点とを結んだ直線
	⑧	その他の線	⑦の東側端点と北緯35度32分40.34秒東経139度46分2.43秒の地点とを結んだ直線
	⑨	その他の線	⑧の東側端点と北緯35度32分40.03秒東経139度46分2.28秒の地点とを結んだ直線
	⑩	その他の線	⑨の南側端点と北緯35度32分40.56秒東経139度46分0.72秒の地点とを結んだ直線
	⑪	その他の線	⑩の西側端点と北緯35度32分38.98秒東経139度45分57.37秒の地点とを結んだ直線
	⑫	その他の線	⑪の西側端点と北緯35度32分34.92秒東経139度46分0.94秒の地点とを結んだ直線
	⑬	その他の線	⑫の東側端点と北緯35度32分33.68秒東経139度45分58.81秒の地点とを結んだ直線
	⑭	その他の線	⑬の南側端点と北緯35度32分38.47秒東経139度45分48.37秒の地点とを結んだ直線
	⑮	その他の線	⑭の西側端点と、⑩の西側端点と北緯35度32分22.43秒東経139度45分38.46秒の地点とを結んだ直線と東京都と神奈川県との境界線の交点とを結んだ直線
	⑯	その他の線	東京都と神奈川県の境界線
	⑰	その他の線	⑯の西側端点と北緯35度32分39.06秒東経139度45分46.70秒の地点とを結んだ直線

2 指定した区域は、平成31年2月7日における行政区画、道路(都市計画道路を含む。)、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。

●東京都告示第四百六十二号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名及び指定区間 別表のとおり

二 指定期日 平成三十一年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(一) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(二) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上(又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色

の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(三) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

別表

路線名 指定区間

一般国道四百十一号 八十八番地先まで
あきる野市牛沼六百番地先から同所

●東京都告示第四百六十三号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立夢の島公園 別図(1)のとおり 平成三十一年四月一日

東京都立葛西臨海公園 別図(2)のとおり 同日

別図

(1)

東京都立夢の島公園 区域変更略図

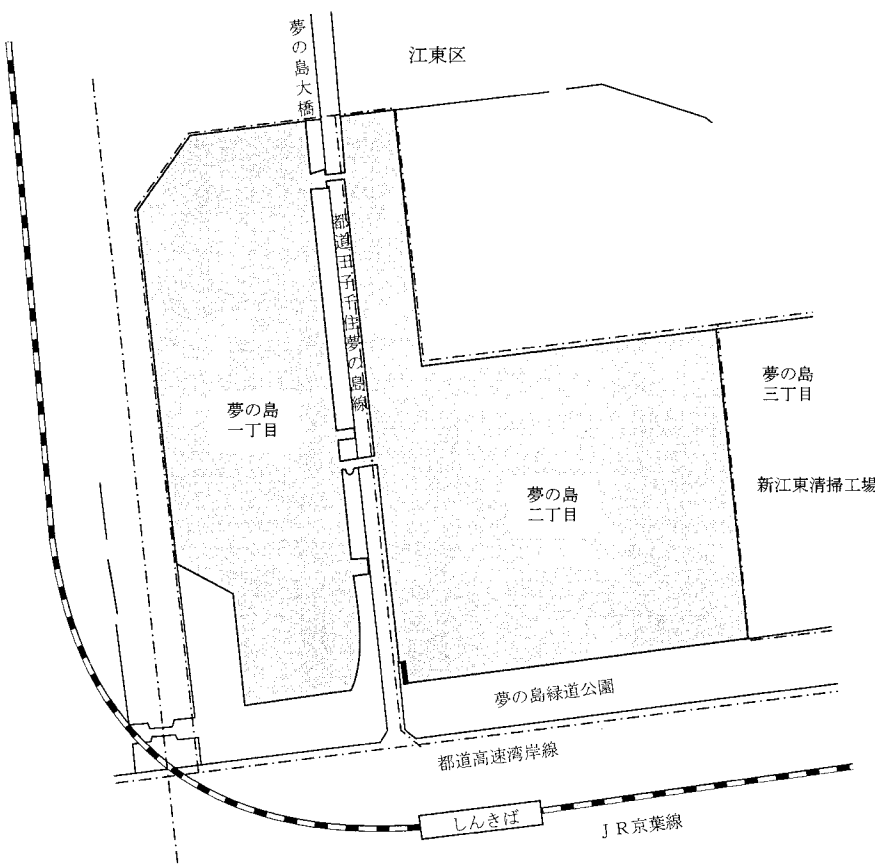
変更箇所 江東区夢の島二丁目



変更前の区域 面積 四三三、二二二・二三

追加区域 面積 四〇〇・〇〇

変更後の面積 四三三、六一二・二三 平方メートル



別図

(2)

東京都立葛西臨海公園 区域変更略図

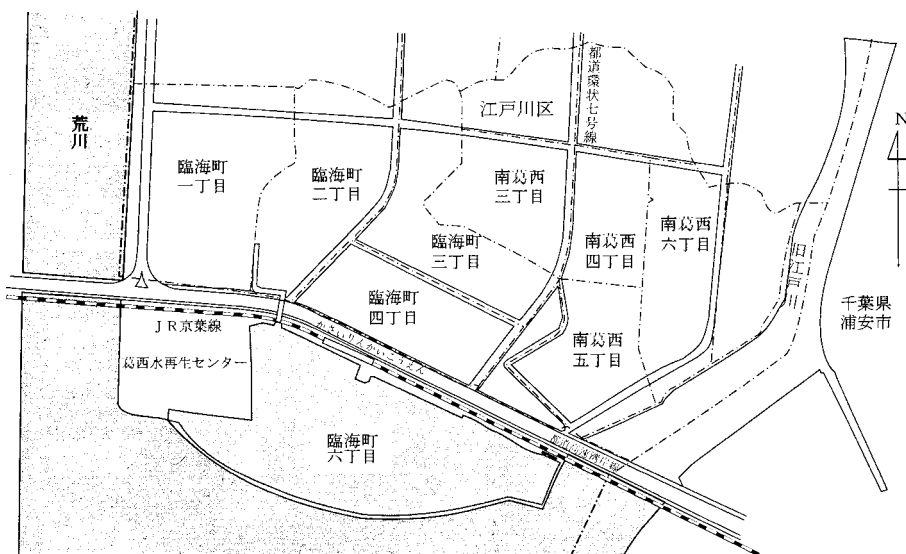
変更箇所 江戸川区臨海町六丁目



変更前の区域 面積 七七六、三一八・八八

追加区域 面積 八七八・五六

変更後の面積 七七七、一九七・四四 平方メートル



●東京都告示第四百六十四号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

種類	名称	変更前	変更後	所在地	変更年月日
港湾施設用地	中央防波堤外側地区	二四五、〇九一	二二三、二三〇	江東区青海三丁目地先	平成三十一年四月一日
		六三平方メートル	九九平方メートル		

●東京都告示第四百六十五号

平成七年東京都告示第三百三十二号（東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

三の表(一)の部株式会社近畿大阪銀行の項中「株式会社近畿大阪銀行」を「株式会社関西みらい銀行」に改め、同部株式会社関西アーバン銀行の項を削る。

告 示 (水)

●東京都水道局告示第二号

昭和六十一年東京都水道局告示第六号（東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置）の一部を次のように改

正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

東京都水道局長 中嶋正宏

表中東京都水道局江東営業所の項所管区域の欄中「及び品川区（ただし、東八潮に限る。）」を「品川区（ただし、東八潮に限る。）及び江戸川区」に改め、東京都水道局江戸川営業所の項を削る。

告 示 (消)

●東京消防庁告示第4号

東京消防庁公印規程（昭和46年東京消防庁告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

東京消防庁

消防総監 村上研一

第16条第2項中「を指揮する主務課長」を削る。

別記第1中

縦4メートル横7メートル	白衛消防技術試験認定証の書換え及び防災センターの実務講習の受講記録事務専用	防火管理課長	防火管理試験係講習係
--------------	---------------------------------------	--------	------------

縦4メートル横7メートル	白衛消防技術試験認定証の書換え及び防災センターの実務講習の受講記録事務専用	防火管理課長	防火管理試験係講習係
--------------	---------------------------------------	--------	------------

に

同	同	方26メートル	総務部施設課及び防災部水利課の一般文書専用	施設課長及び水利課長	施設課係長及び水利課管理係長
---	---	---------	-----------------------	------------	----------------

改める。

「 7 の 3

別記第2中

消防総監・専

を

「 7 の 3

7 の 4

消防総監・専

何部何課

東京消防総監

に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

公 告

東京都体育館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京都体育館の施設の休館日を次のように変更する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

一 施設名及び期日

メインアリーナ、サブアリーナ、陸上競技場、トレー

二 理由
 ニングルーム、健康体力相談室、研修室及び屋内プール
 臨時休館 平成三十一年四月一日から同年六月三十日
 まで
 施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため臨時休
 館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日に
 ついて

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第
 七十六号）第一条第一項の規定により、駒沢オリンピッ
 ク公園総合運動場の施設を次のように休館する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

平成三十一年四月一日、同月八日、同月十五日、同
 月二十二日、同年五月七日、同月十三日、同月二十日、
 同月二十七日、同年六月三日、同月十日、同月十七日
 及び同月二十四日

(二) 第一球技場、第二球技場、補助競技場、軟式野球場
 及びテニスコート

平成三十一年四月八日、同月十五日、同年五月七日、
 同月二十日、同年六月三日及び同月十七日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の

変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第
 七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリ
 ンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更
 する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 体育館及び屋内球技場

臨時休館 平成三十一年四月八日、同年五月七日及
 び同年六月三日

(二) 硬式野球場

臨時休館 平成三十一年四月一日から同年六月三十
 日まで

二 理由

施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため臨時休
 館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間
 の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第
 七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリ
 ンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変
 更する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート

平成三十一年四月二十二日、同年五月十三日、同月

二十七日、同年六月十日及び同月二十四日

午後零時三十分から午後六時三十分まで

(二) 軟式野球場

平成三十一年四月一日、同月二十二日、同年五月十
 三日、同月二十七日、同年六月十日及び同月二十四日
 午前八時三十分から午後零時三十分まで

(三) トレーニングルーム

ア 平成三十一年四月一日から同年六月三十日までの
 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和
 二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く
 開館日
 午前九時から午後九時三十分まで
 イ 平成三十一年四月一日から同年六月三十日までの
 (三)アの期日を除く開館日
 午前七時三十分から午後九時まで

二 理由

使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検
 のため

東京武道館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第
 七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京武道
 館の休館日を次のように変更する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時開館 平成三十一年五月二十日

臨時休館 平成三十一年五月十三日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時閉館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京武道館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の施設の開場時間を次のように変更する。
平成三十一年三月二十九日

平成三十一年三月二十九日

一 施設名

東京都知事 小 池 百合子

トレーニングルーム

二 期日及び開場時間

(一) 平成三十一年四月一日から同月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日
午前九時から午後十時まで

(二) 平成三十一年五月一日から同年六月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
午前七時三十分から午後九時まで

(三) 平成三十一年五月一日から同年六月三十日までの二

(二)を除く開館日

午前七時三十分から午後十時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第

七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。
平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時休館 平成三十一年五月二十一日から同月二十四日まで

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。
平成三十一年三月二十九日

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

平成三十一年四月一日から同年六月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日
午前九時から午後十時まで

二 開場時間

午前九時から午後十時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

有明テニスの森公園テニス施設の休館日の変更について

更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第

七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の休館日を次のように変更する。
平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時休館 平成三十一年四月一日から同年六月三十日まで

二 理由

施設設備の改修工事のため臨時休館する。

若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日を次のように変更する。
平成三十一年三月二十九日

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時休館 平成三十一年五月八日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間を次のように変更する。
平成三十一年三月二十九日

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

平成三十一年四月二十日、同月二十一日、同月二十七日から同年五月六日まで、同月十一日、同月十二日、同月十八日、同月十九日、同年六月一日、同月二日、同月八日、同月九日、同月十五日、同月十六日、同月二十二日、同月二十三日、同月二十九日及び同月三十日

二 開場時間

午前八時から午後六時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、武蔵野の森総合スポーツプラザの施設の休館日を次のように変更する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) メインアリーナ及び会議室

臨時開館 平成三十一年四月十五日、同年五月二十日及び同年六月十七日

(二) サブアリーナ、屋内プール、多目的スペース及びトレーニングルーム

臨時開館 平成三十一年四月十五日、同年五月二十日

日及び同年六月十七日

臨時休館 平成三十一年四月十日、同年五月八日及び同年六月十九日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京都条例第二十四号）第五条ただし書の規定により、東京都障害者総合スポーツセンターの休業日を次のように変更する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時休業 平成三十一年六月一日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため臨時休業する。

東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京都条例第二十四号）第五条ただし書の規定により、東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日を次のように変更する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時休業 平成三十一年六月一日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため臨時休業する。

雑 報

●東京都職員共済組合告示第三号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第四十六条の二第二号に規定する平成三十一年度の任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均標準報酬月額、四十四万円とする。

平成三十一年三月二十九日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 陸

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001

